

平成 19 年度

精神保健福祉センター所報

(第 31 集)

熊本県精神保健福祉センター

目 次

センター施設等概要

1. 業務	1
2. 沿革	1
3. 歴代所長	1
4. 施設の概要	2
5. 職員の構成	2
6. 歳入歳出決算状況	2
7. センター条例 抜粋	3

センター業務概要

1. 企画立案	4
2. 技術指導及び技術援助	5
3. 教育研修	9
4. 普及啓発	14
5. 調査研究	18
6. 精神保健福祉相談及び診療	19
7. 組織育成	24
8. 精神障害者の社会復帰に関する事業	27
9. アルコール関連問題対策事業	31
10. 思春期精神保健対策事業	34
11. DV対策支援事業	38
12. 心の健康づくり推進事業	40
13. 薬物関連問題対策事業	41
14. 精神医療審査会	42
15. 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	43

学会・研究会活動報告

1. 熊本アルコール関連問題学会	44
2. 熊本精神科リハビリテーション研究会	45

<資料>

精神保健福祉センター運営要領	47
----------------	----

センター施設等概要

1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設である。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」平成18年法律第94号）

「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っている。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 調査研究
- 6) 精神保健福祉相談及び診療
- 7) 組織育成
- 8) 精神障害者の社会復帰に関する事業
- 9) アルコール関連問題対策事業
- 10) 思春期精神保健対策事業
- 11) 心の健康づくり推進事業
- 12) 薬物関連問題対策事業
- 13) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 14) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

2 沿革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号の現在地に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更

3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舩井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	

4 施設の概要

位置	熊本市水道町9番16号
名称	熊本県精神保健福祉センター
敷地	489.68㎡
建物 (鉄筋コンクリート)	
1階	249.54㎡
2階	266.31㎡
3階	265.53㎡
延	781.38㎡

電話 096-359-6401 (業務用) 096-356-3629 (相談用)

FAX 096-359-6494 郵便番号 〒860-0844

< ホームページ >

URL <http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/seishin/index.html>

メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成20年4月1日現在

区分	医師	事務	臨床 心理士	保健師	電話 相談員	酒害 相談員	生活 指導員	計
職員(常勤)	1	6	1	2				10
非常勤嘱託	10		3		5	1	2	21
計	11	6	4	2	5	1	2	31

6 歳入歳出決算状況

(1)歳入	1,900,389円
使用料及び手数料	1,822,274円
諸収入	78,115円
(2)歳出	

(単位:円)

科目	決算額	内 訳		備 考
		衛生費	民生費	
(項)		公衆衛生費	社会福祉費他	
(目)		精神保健費、保健所費、薬務費	社会福祉総務費、 社会福祉施設費他	
(計)	35,217,615	34,843,524	374,091	
報 酬	11,144,144	11,144,144	-	非常勤23名、委員11名分
共 済 費	504,506	446,981	57,525	生活指導員2名、再任用 1名分
報 償 費	550,388	550,388	-	研修会講師謝金
旅 費	1,357,220	1,217,654	139,566	普通旅費及び費用弁償
需 用 費	3,124,998	2,967,998	157,000	庁舎維持費、消耗品等
役 務 費	16,996,708	16,976,708	20,000	電話代、郵便料、文書料等
委 託 料	897,225	897,225	-	庁舎清掃委託料等
使用料及び賃借料	496,426	496,426	-	各種機器リース料、施設使用料
負担金、補助及び交付金	146,000	146,000	-	熊本県精神科病院協会費等

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成19年3月16日）

昭和46年9月30日
熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。

熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 （略）

（使用料）

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 （略）

（雑則）

第6条 （略）

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641	熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付	手数料	1通につき	760円
642	熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付	手数料	1通につき	600円
				*（平成18年4月1日現在）

センター業務概要

1. 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	19年度	開催なし	0

2 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神障害者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療システムのあり方について、平成8年度から検討が重ねられ、熊本県精神科病院協会に委託して、平成10年1月1日より稼働している。

精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るために、平成9年度より設置。健康福祉部障がい者支援総室主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	19年度	開催なし	0

3 熊本県精神障害者社会復帰施設利用審査会

「熊本県あかねの里」（熊本県設置、熊本県精神科病院協会運営委託）（生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設、地域生活支援センターの総称）の利用者の審査等に委員として参加。健康福祉部障がい者支援総室主管。

No.	期 日	審査件数
1	5.23	5名
2	6.27	10名
3	7.18	4名
4	8.22	6名

No.	期 日	審査件数
5	9.26	3名
6	10.24	6名
7	1.23	6名

2. 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っている。

活動実績（厚生労働省報告例）

業 務 事業名	技 術 指 導 ・ 技 術 援 助				
	個別ケース処遇			関係機関事業	
	来 所 件 数 (回)	電話等 件 数 (回)	検討会 件 数	来所等 回 数	出張分 回 数
一 般 事 業	2	3	98	24	54
特定相 談事業	1	4	25	0	8
思 春 期 アルコール	0	0	0	3	0
薬 物	1	2	0	0	1
社会復帰促進事業	0	0	49	0	6
心の健康づくり推進事業	4	1	0	0	16
老人精神保健	0	0	0	0	0
ひきこもり	2	0	0	0	2
	9	8	172	27	88
合 計	189			115	

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

医療施設等の個別のケースについて、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技 術 指 導 ・ 援 助（個別ケース分）（延 べ 件 数）								
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康 づくり	老人精神 保健	ひきこもり	計
保 健 所	5	0	0	0	5	0	0	0	10
市 町 村	2	0	0	0	0	1	0	0	3
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医 療 施 設	1	1	0	0	0	0	0	0	2
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会復帰施設	0	0	0	0	44	0	0	0	44
社会福祉施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
教育関係機関	94	27	0	0	0	0	0	2	123
そ の 他	1	1	0	0	0	4	0	0	6
計	104	29	0	0	49	5	0	2	189

2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

（1）保健所

No.	保健所名	期 日	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	御 船	7 . 1 1	上益城地域精神保健福祉連絡会	一 般	助 言	3 0
2	八 代	7 . 1 3	精神事例検討会	一 般	助 言	1 1
3	八 代	7 . 2 7	精神保健福祉ボランティア養成研修	一 般	講 義	6
4	宇 城	8 . 2 1	退院促進事業会議	社会復帰	助 言	3 0
5	八 代	9 . 1 9	精神事例検討会	一 般	助 言	1 2
6	山 鹿	9 . 1 9	精神事例検討会	一 般	助 言	
7	有 明	1 0 . 2 6	精神事例検討会（保健師現任研修）	一 般	助 言	1 5
8	宇 城	1 1 . 1 3	退院促進事業会議	社会復帰	助 言	3 0
9	八 代	1 1 . 2 0	精神事例検討会	一 般	助 言	1 2
1 0	天 草	1 2 . 1 0	第 2 回天草地域精神保健福祉連絡協議会	一 般	助 言	4 9
1 1	菊 池	1 . 1 1	精神事例検討会	一 般	助 言	1 0
1 2	宇 城	1 . 2 8	退院促進事業会議	社会復帰	助 言	3 0
1 3	八 代	1 . 1 7	精神事例検討会	一 般	助 言	1 3
1 4	水 俣	3 . 4	事例検討会	一 般	講 話 助 言	1 4
1 5	阿 蘇	3 . 1 7	精神保健福祉連絡会	一 般	講 話	7 0

（2）市町村

No.	市町村名	期 日	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	熊本市	7 . 1 3	庁内自殺予防連絡会議	自殺対策	助 言	3 0
2	美里町	8 . 3	災害後のこころのケア	心の健康づくり	講 義	3 5
3	美里町	8 . 2 2	災害後のこころのケア	心の健康づくり	個別訪問	8
4	球磨村	8 . 2 3	防災訓練援助打ち合わせ	心の健康づくり	助 言	7

No.	市町村名	期 日	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
5	美里町	8 . 2 9	災害支援	一 般	会 議	2 0
6	熊本市	1 1 . 1 4	ひきこもり家族教室	ひきこもり	講 義	8
7	あさぎり町	3 . 1 2	自殺予防モデル事業	自殺対策	助 言	3 0

(3) 医療機関

No.	医療機関名	参加回数	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	熊本大学病院 神経精神科	1 回	医局勉強会	一 般	講 義	3 0
2	菊池病院	1 回	倫理委員会	一 般	助 言	1 0
3	県医師会	3 回	高次脳機能障害検討委員会	一 般	助言等	3 4 0
4	日本医師会	1 回	自殺予防シンポジウム	自殺対策	講 師	2 0 0

(4) 社会福祉施設

No.	施設名	参加回数	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	菊陽町社会福祉協議会	1 回	「ごきげんコール」ボランティア 育成講座	心の健康づくり	講 義	2 1
2	ひろにはは保育所	1 回	職員研修	一 般	講 師	1 0

(5) 教育関係機関

No.	教育関係機関	回 数	事 業 名 等	指導事業	指導等内容	参加数
1	熊本大学教育学部	1 3 回	養護教諭養成課程講義	一 般	講 義	5 2 0
2	ルーテル大学	1 4 回	精神保健福祉学講義	一 般	講 義	7 0 0
3	大津養護学校	1 回	職員研修	一 般	講 義	4 0
4	学校保健会	3 回	宇城市こころの健康アドバイザー 研修	心の健康づくり	講 師	1 2 0
5	県教員委員会	1 回	不登校等対策委員会	思春期	助 言	2 0
6	熊本大学	1 回	子供の命を守るシンポジウム	一 般	運営補助	1 5 0
7	高木小学校	1 回	講演会	思春期	講 師	5 0
8	人吉高校	1 回	思春期講演会	思春期	講 師	4 0
9	人吉市教育委員会	1 回	県民カレッジ	一 般	講 義	3 0

No.	教育関係機関	回数	事業名等	指導事業	指導等内容	参加数
10	山鹿市教育委員会	1回	山鹿市養護教諭研修会	思春期	講師	30

(6) その他

No.	関係機関名	回数	事業名等	指導事業	指導等内容	参加数
1	熊本地方・家庭裁判所	2回	職員メンタルヘルス事業	こころの健康づくり	助言	4
2	県健康福祉政策課	1回	災害時のこころのケア研修	一般	講師、助言	100
3	県障がい者支援総室	1回	自殺対策連絡協議会	自殺対策	会議	30
4	県障がい者支援総室	1回	こころの医療センターあり方会議	一般	会議	30
5	県障がい者支援総室	2回	精神病院実地審査	一般	監査	-
6	県社会福祉課	1回	生活保護担当新任ケースワーカー研修会	心の健康づくり	講師・技術指導	50
7	県少子化対策課	1回	すこやか親育ちサポート会議	一般	会議	20
8	県職員課	1回	健康診断事後指導	心の健康づくり	助言	-
9	県薬務課	1回	ダメ・ゼッタイ運動	薬物	会議	20
10	県労働雇用総室	1回	若者自立支援ネットワーク	ひきこもり	会議	10
11	県労働雇用総室	1回	女性のためのキャリアアップ講座	心の健康づくり	講師	43
12	パレア女性相談室	1回	相談員研修	心の健康づくり	講師、技術指導	6
13	熊本県税事務所	1回	衛生委員会講演	心の健康づくり	講演	30
14	県福祉総合相談所	1回	衛生委員会	心の健康づくり	会議	5
15	こども L.E.C センター	1回	ケーススーパーバイズ	思春期	助言	6
16	県母子会	1回	精神保健福祉講義	心の健康づくり	講師	20
17	北京 JAC	1回	北京 JAC シンポジウム	一般、犯罪被害	シンポジスト	30
18	日本催眠学心理学会	1回	学術大会ワークショップ	一般	講師	100
19	九州電力	1回	職員メンタルヘルス研修会	心の健康づくり	講師	50

3 . 教育研修

《センターが主催する研修体系図》



平成19年度 教育研修実施状況

当センターでは、毎年地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っている。研修内容は精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画している。

(厚生労働省報告例)

業 務 事業名		研 修 会 (講 習 会)			教 育 研 修		
		件数 (回)	延日 数	延参加者 数	対象施設 毎の件数	参加実人員	参加延人員
一 般 事 業		3	4	175	保 健 所	12	12
特 定 相 談 事 業	思 春 期	1	3	153	市 町 村	47	141
	ア ル コ ー ル	3	3	251	福 祉 事 務 所	0	0
薬 物		0	0	0	医 療 施 設	85	342
社会復帰促進事業		2	3	177	介 護 老 人 保 健 施 設	61	61
心の健康づくり推進事業		2	6	350	社 会 復 帰 施 設	83	83
合 計		11	19	1106	社 会 福 祉 施 設	0	0
					そ の 他	52	467
					計	340	1106

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉担当者研修会 (開催場所：精神保健福祉センター)

期 日	内 容	講 師	参加人数
6.18 (月)	1 主な精神科疾患 不安障害及びストレス関連障害 統合失調症 気分障害 思春期・青年期の問題と人格障害	熊本大学医学部 医師 池上 研 向陽台病院 院長 横田 周三 熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央 熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央	61
6.19 (火)	2 精神保健福祉法、その他の関連法規 3 精神障害者の理解 当事者から 4 精神障がい者及び家族への対応 5 意見交換	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央 本県精神障害者団体連合会 会長 徳山 大英 熊本県精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵	25

(2) 地域精神保健福祉担当者研修会 (パート) (開催場所：精神保健福祉センター)

期 日	内 容	講 師	参加人数
1.21 (月)	ソリューションフォーカス(解決志向)での危機介入	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央	55

2 地域精神保健福祉専門技術研修

(1) 統合失調症の認知行動療法（開催場所：精神保健福祉センター）

今年度は、初心者を対象として、統合失調症の認知行動療法の基礎を学ぶ機会として企画した。ほとんどの施設が初めて学ぶということで、関心の高さが伺えた。定員30名に対し65名の応募があったため、定員を拡大し、各機関2名ずつ60名を受け入れた。

期 日	内 容	講 師	参加人数
2 . 2 8 (月)	統合失調症の 認知行動療法 (理論・集団療法とは)	国立精神・神経センタ - 精神保健研究所 司法精神医学研究部 制度運用研究室 室長 菊池 安希子 先生	5 9
2 . 2 9 (火)	統合失調症の 認知行動療法 (個人療法とは・演習)	国立精神・神経センタ - 精神保健研究所 司法精神医学研究部 制度運用研究室 室長 菊池 安希子 先生	5 9
延参加者数			1 1 8

(2) 精神障害者社会復帰施設等職員研修会

期 日	内 容	場 所	参加人員
2 . 1 6 (土)	1 講演「自殺問題について」 熊本県における自殺予防の取り組みについて 障がい者支援総室精神障がい福祉班参事 宮本 靖子 自殺とその周辺問題 精神保健福祉センター所長 中島 央 2 新事業体系に向けての各施設の状況について (4施設からの報告) 天草ボランの広場 ワークショップ八代 あかねワークセンター 地域生活支援センターふれあい 3 講演 「障害者自立支援法の現状と今後の見直し」 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐 松田 光広 氏	精神保健福 祉センター	8 2 名

(3) アルコール・薬物関連問題専門研修会

期 日	内 容	講 師	参加人数
3 . 7 (金)	解決志向（ソリューションフォーカスト アプローチ）の基礎 ～アルコール依存症への応用のために～	熊本県精神保健福祉センター 所 長 中島 央	6 8

3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健講座（開催場所：精神保健福祉センター）

期 日	内 容	講 師	参加人数
8 . 7 (火)	講座 「思春期のこどもの精神医学」 講座 「思春期の頃の私～当事者の報告」 講座 「思春期のこどもの精神医学 ～精神科医療で出会う子ども達～」	熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央 熊本ダルク（当事者2名） 熊本県こころの医療センター 精神科医 牛島 洋影	5 1
8 . 8 (水)	ワークショップ 「カウンセリングの理論」 ワークショップ 「カウンセリングの演習」	熊本県福祉総合相談所 心理判定係長 臨床心理士 園部 博範 熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央	5 1
8 . 9 (木)	事例検討	熊本県教育委員会スクールカウ ンセラー 臨床心理士 浦野 エイミ 上原クリニック 非常勤・臨床心理士向野 彰子 弓削病院 臨床心理士 高木 ひろみ 熊本県障害者支援総室 主任主事 臨床心理士 松尾 知子 こども総合療育センター 主任主事・心理療法士 中村晶子 熊本県福祉総合相談所 心理判定課長 臨床心理士 大吉行秀 熊本県精神保健福祉センター 所長・精神科医 中島 央 主任主事・臨床心理士 北 千恵 嘱託・臨床心理士 徳永 成美 嘱託・臨床心理士 山口 祐子 生活指導員 高尾 貞治 生活指導員 田口 亜希子	5 1
延参加者数			1 5 3

(2) アルコール依存症担当者合同ミーティング（開催場所：精神保健福祉センター）

原則として偶数月の第4木曜日の午後1時30分～4時にアルコール依存症院内合同ミーティングとアルコール依存症担当者合同ミーティングを開催している。先ず、患者と担当者全員で患者の体験発表及び質疑応答、意見交換が行われる。その後、分科会として、患者のみの患者ミーティングと医療機関等の担当者による担当者合同ミーティングの2つに分かれる。担当者合同ミーティングは、体験発表や合同ミーティング運営等について意見を交わし、患者理解や断酒ミーティングの運営等について学習する場となっている。

No .	期 日	担 当 医 療 機 関	内 容	参加人数
1	6 . 2 8	菊陽病院	体験発表等に対する意見交換及び情報交換	7 4
2	8 . 2 3	明生病院	〃	6 4
3	1 0 . 2 5	吉田病院	〃	5 6
4	1 2 . 2 7	こころの医療センター	〃	7 8
延参加者数				2 7 2

4 心の健康づくり・普及啓発研修

(1) 心の健康づくり講座（電話カウンセラー等研修会）

心の健康づくり推進事業の一環として、電話相談にあたっているボランティアカウンセラーや、精神保健福祉ボランティア活動者に対し、研修会を実施した。

	期 日	開催場所	内 容	講 師	参加人数
1	7 . 4 (火)	当センター	講話 「うつ病と自殺について」	精神保健福祉センター 所 長 中島 央	73
	8 . 30 (木)	熊本きぼう 福祉センタ ー	社会資源見学 熊本きぼう福祉センター	熊本きぼう福祉センター 管理者 森田 哲史	13
3	10 . 11 (木)	当センター	講話 「ひきこもりの相談活動」	ひきこもり相談員 魚住 信義 元当事者 長野 浩二	47
4	12 . 4 (火)	指定相談支 援事業所/ 地域活動支 援センター	社会資源見学 アントニオ	アントニオ 管理者 園田 烈	14
5	2 . 14 (木)	当センター	講話 「話の聴き方について」	精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵	48
				延参加者数	195

(2) 「自殺問題を考える」研修会

(開催場所；県民交流会館 パレア)

県健康福祉部職員、市町村職員、精神科病院等職員、産業保健推進センター職員及び一般県民を対象として、自殺を社会全体の問題として広く県民に理解してもらい、関係者が一体となって自殺予防対策を考え取り組んでいく機会として実施した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
10月30日 (火) 14:00~ 16:00	講演 「アルコール・薬物問題と自殺」	熊本県立こころの医療セ ンター 医師 濱元 純一	180

(3) 高齢者自殺予防研修

(開催場所；県民交流館 パレア)

高齢者は、医療機関の受診や介護保険等福祉サービスの利用の機会が多いことから、高齢者に関わる人々が、自殺・うつ病予防に必要な知識を習得することにより自殺予防を推進することを目的として研修会を開催した。

期 日	内 容	講 師	参加人数
3月6日 (木) 13:30~ 16:30	講演 ・「熊本県の自殺の概要」 ・「自殺問題とその周辺」 ・「高齢者のうつと自殺」	障がい者支援総室 宮本 靖子 精神保健福祉センター所長 中島 央 宮崎県日南保健所長 岩本直安	180

4 . 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

活動実績（厚生労働省報告例）

業 務 事 業 名		広 報 普 及 (講 習 会 ・ 座 談 会 等)		
		回数	延日数	延参加者数
一 般 事 業		21	21	83
特定相 談事業	思 春 期	0	0	0
	ア ル コ ー ル	12	12	23
薬 物		6	6	30
社会復帰促進事業		6	6	37
心の健康づくり推進事業		0	0	0
老人精神保健		0	0	0
ひきこもり		12	12	149
合 計		57	57	322

	普 及 啓 発				
	地域住民への 講習会等 (地域リーダー)	(再掲) 薬物関連 問題	精神障害者(家族)に 対する教室等	(再掲) 薬物関連 問題	地域住民と 精神障害者との 地域交流会
開催回数	1	0	57	6	0
延人員	150	0	322	30	0

1 普及啓発

(1) 地域住民、地域リーダー等への講習会等

No.	対 象	期 日	事 業 名	開催場所	啓発等内容	参加人数
1	アルコール関連問題学会理事	6.27 10.4	アルコール関連問題学会理事会	当センター	理事会	12
2	行政機関・関係団体職員	3.7	アルコール・薬物関連問題専門研修会	当センター	講話	68
3	行政機関・関係団体職員	11.13	思春期問題関係機関連絡会議	〃	話題提供 情報交換	25
4	関係機関職員	12.11	心の健康づくり連絡会議	〃	講話、助言	20
5	教師、医療・保健福祉関係機関職員	2.28	講演会「ひきこもりについて考える」	メルパルク熊本	講 演	602
6	行政機関・関係団体職員	11.25	精神障害者職業リハビリテーション促進連絡会	当センター	情報交換 話題提供	17

(2) 精神障害者(家族) に対する教室等 (開催場所 ; 当センター)

事業名	対象	期 日	参加人数	啓発等内容
アルコール 家族ミーティング	アルコール依存症者 の家族	5 . 1 8	2	情報提供 体験発表
		6 . 1 5	1	
		7 . 2 0	3	
		8 . 1 7	3	
		9 . 2 1	5	
		1 0 . 1 9	2	
		1 1 . 1 6	0	
		1 2 . 2 1	1	
		1 . 1 8	5	
		2 . 1 5	4	
3 . 2 1	2			
アルコール依存症 院内合同ミーティング	アルコール依存症で 入院中の患者	6 . 2 8	7 4	体験発表 意見交換
		8 . 2 3	6 4	
		1 0 . 2 5	5 6	
		1 2 . 2 7	7 8	
デイケア家族教室	当センターのデイケア 利用者の家族	5 . 2 3	3	講 話 意見交換
		7 . 2 5	4	
		9 . 2 6	5	
		1 1 . 2 8	1 2	
		1 . 2 3	4	
3 . 2 6	1 2			
薬物依存家族教室	薬物依存症者の家族	5 . 2 5	6	講 話 意見交換
		7 . 2 7	5	
		9 . 2 8	4	
		1 1 . 3 0	1 1	
		1 . 2 5	3	
3 . 2 8	7			
ひきこもり 家族セミナー(偶数月) 家族ミーティング (奇数月)	ひきこもりの問題を 抱える家族と当事者 (セミナーのみ 当事者も参加)	4 . 1 8	1 7	情報提供 体験発表 意見交換
		5 . 1 6	1 0	
		6 . 2 0	1 7	
		7 . 1 8	4	
		8 . 2 9	1 6	
		9 . 1 9	7	
		1 0 . 1 7	1 9	
		1 1 . 2 1	7	
		1 2 . 1 9	1 9	
		1 . 1 6	9	
		2 . 2 0	1 7	
3 . 1 9	7			

事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
ひきこもりデイケア	ひきこもりの問題を 抱える本人	4 . 4	20	所内活動：
		4 . 11	15	ゲーム
		4 . 25	17	歓談
		5 . 2	15	お話会
		5 . 9	15	創作活動
		5 . 23	7	リラックス
		6 . 6	15	タイム
		6 . 13	14	卓球など
		6 . 27	12	
		7 . 4	14	所外活動：
		7 . 11	9	スポーツ
		7 . 25	9	散歩
		8 . 1	12	花見
		8 . 22	9	初詣
		9 . 5	7	カフェ巡り
		9 . 12	9	美術館巡り
		9 . 26	11	一日旅行
		10 . 3	14	など
		10 . 10	8	
		10 . 24	8	
		11 . 7	7	
		11 . 14	10	
		11 . 28	8	
		12 . 5	11	
		12 . 12	8	
		12 . 26	7	
		1 . 9	11	
1 . 23	8			
2 . 6	6			
2 . 13	8			
2 . 27	10			
3 . 5	7			
3 . 12	7			
3 . 26	9			

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	インターネット登載日	普及啓発資料
1	10. 1	精神保健福祉センター所報（平成18年度版）
2	1. 4	NEWS くまもと精神保健福祉だより No 48

* 16年度からインターネット登載とし、印刷物は発行はしていない。

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主催	名称	会場	参加人数
10. 5	精神保健福祉協会	第45回熊本県精神保健福祉大会	天草市民ホール	560

4 ビデオ、パネルの貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオやパネル等の貸し出しをしている。
本年度の貸し出し状況については、以下のとおりである。

	種 目	利用件数（延べ）
ビデオ	一般精神保健福祉関係	48件
	アルコール関係	3件
	老人保健福祉関係	0件
	思春期保健福祉関係	2件
	薬物保健福祉関係	3件
パネル	一般精神保健福祉関係	0件

5 . 調査研究

平成19年度研究業績概要

1. 学術論文等(2編)

中島 央 . ギャンブル依存症への催眠治療の可能性 . アディクションと家族24巻1号:24-28, 2007 .

中島 央 . 熊本県における自殺予防への取り組み くまもと自殺予防医療サポートネットワークを中心に . 日本医師会主催・地域医療における自殺予防研修会講演記録集 . 25-29 . 2008 .

2. 学会・研修会(全国規模)発表(4編うち大会ワークショップ講師1編・シンポジスト1編)

中島 央 . 催眠療法の実際(大会ワークショップ) . 日本催眠医学心理学会第53回大会 . 大阪 . 2007 .

中島 央 . 催眠を用いて治療した自己臭「妄想」のケース . 日本催眠医学心理学会第53回大会 . 大阪 . 2007 .

中島 央 . 統合失調症への催眠療法 . 日本臨床催眠学会第20回ケースカンファレンス . 熊本 . 2007 .

中島 央 . 熊本県における自殺予防への取り組み くまもと自殺予防医療サポートネットワークを中心に . 日本医師会主催・地域医療における自殺予防研修会 . 東京 . 2007 .

6 . 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所並びに関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行うが、この複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応している。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっている。相談の形態は来所相談と電話相談に分けられるが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めている。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員5人及び非常勤職員13人(精神科医師10人、心理職3人)で対応している。職員は原則的にそれぞれ定まった曜日に相談を受けている。

相談は予約制をとっているが、緊急時の相談はこの限りでない。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理。この他、職員も対応している。受付時間は9時から16時まで。

2 相談等の実人員について(厚生労働省報告例)

業 務 事業名	精神保健福祉相談及び診療		
	来所相談・診療		電話相談
	実件数 (実人員)	延件数 (延人員)	延件数 (延人員)
一 般 事 業	319	439	4,053
特定相 談事業	思 春 期	90	237
	アルコール	9	18
薬 物	2	5	18
社会復帰促進事業	117	118	24
心の健康づくり推進事業	19	420	1,085
(老人精神保健)	2	2	51
合 計	558	1,239	5,671

(1) 新規の来所相談等受付経路

1) 経路

	関係機関	電話帳	知っていた	その他	不詳	計(人)
男	84	3	117	26	8	238
女	86	3	129	24	6	248
計	170	6	246	50	14	486

2) 関係機関内訳

	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計 (人)
男	82	3	117	26	7	0	0	1	1	238
女	86	3	129	24	5	0	0	0	1	248
計	168	6	246	50	12	0	0	1	2	486

(2) 来所相談の状況

	実人員 (新規)	(再掲) 相談							計 (人)
		延人員							
		一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	
男	238	186	98	15	4	62	158	1	524
女	248	253	139	3	1	56	262	1	715
計	486	439	237	18	5	118	420	2	1,239

(3) 電話相談の状況

	電話相談 延人員
男	3,353
女	2,318
計	5,671

(注)

実人員(本年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む)
 新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。(重複なし)
 相談の延人員(1回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上)

2 新規来所相談者の分類

(1) 年齢の状況

年齢 性	0~5歳	6~12歳	13~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~	計
男	0	0	53	61	57	43	15	9	238
女	0	2	38	70	50	53	21	14	248
計	0	2	91	131	107	96	36	23	486

(人)

(2) 住所地の管轄保健所

	熊本	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	計
男	146	3	3	29	4	12	10	4	3	3	6	15	238
女	160	11	3	25	6	9	6	7	2	3	5	11	248
計	306	14	6	54	10	21	16	11	5	6	11	26	486

(人)

(3) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	61	26	21	18	16	11	17	13	11	12	16	16	238
女	80	22	19	18	13	10	21	18	11	9	12	15	248
計	141	48	40	36	21	43	38	31	22	21	28	31	486

(人)

(4) 医師の診断による分類 (ICD-10)

来所相談実人員のうち、医師の診断分類内訳

	診 断 分 類	男	女	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	1	1	2
F1	精神作用物質による精神および行動の障害	4	1	5
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	15	11	26
F3	気分(感情)障害	17	18	35
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	23	18	41
F5	生理的障害および身体的要因による関連した行動症候群	0	0	0
F6	成人の人格および行動の障害	8	9	17
F7	精神遅滞	0	0	0
F8	心理的発達の障害	1	1	2
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 および特定不能の精神障害	0	0	0
F10	その他、診断保留	1	2	3
	合 計	70	61	131

(人)

4 来所相談延人員の分類 (新来・再来)

(1) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	68	59	55	43	37	33	40	41	36	35	41	36	524
女	95	65	57	50	36	57	91	61	10	89	51	53	715
計	163	124	112	93	73	90	131	102	46	124	92	89	1,239

(人)

(2) 主な相談内容

A	B	C	D	E	F	G	Z	計
精神障害 疾患の 相談	依存 ・ 食の 行動 問題	思 春 期 相 談	家 族 関 係 の 問 題	対 人 関 係 の 問 題	心 の 健 康 問 題	福 祉 社 会 復 帰 等	そ の 他	(件)
512	58	136	186	45	163	124	15	1,239

(3) 延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導	社会資源 紹介	保健医療 情報提供	その他	計
300	1169	478	32	17	459	2,455

5 電話相談

(1) 月別の延べ相談件数 (注) 1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	100	138	125	127	94	114	106	94	74	118	111	98	1,299
継続	344	312	374	401	436	297	398	365	299	319	357	470	4,372
計	444	450	499	528	530	411	504	459	373	437	468	568	5,671

(2) 新規相談：月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	43	62	60	59	38	60	35	39	34	59	42	40	571
女	57	76	65	68	56	54	71	55	40	59	69	58	728
計	100	138	125	127	94	114	106	94	74	118	111	98	1,299

(3) 新規相談：ケース年齢別

	～ 5歳	6～ 12歳	13～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 ～	不明	計
男	0	31	97	104	142	91	42	44	20	571
女	1	27	76	162	167	124	86	51	34	728
計	1	58	173	266	309	215	128	95	54	1,299

(4) 新規相談：経路別

	関係機関分類									電話帳	知って いた	その他	不詳	合計
	保健所	市町村	福祉 事務所	医療 機関	老人関 係施設	社会福 祉施設	教育関 係機関	その 他	小計					
男	9	15	4	44	1	6	21	50	150	15	128	275	3	571
女	12	14	6	61	1	6	32	52	184	34	181	326	3	728
計	21	29	10	105	2	12	53	102	334	49	309	601	6	1,299

(5) 新規相談：主たる相談内容別の件数

A 精神障害 患者の 相談	B 依存・ 食の 行動題	C 思春期 相談	D 家族 関係の 問題	E 対人 関係の 問題	F 心の 健康 問題	G 福祉・ 社会 復帰等	Z その他	計 (件)
534	136	109	137	52	148	176	7	1,299

(6) 新規相談：相談者別

相談者	本人	本人以外							計
		父	母	配偶者	子	兄弟姉妹・ 嫁	親戚	その他	
男	164	41	186	66	15	29	9	61	571
女	418	13	148	20	20	26	10	73	728
計	582	54	334	86	35	55	19	134	1,299

(7) 新規相談：相談区分別

	一般事業	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康	老人精神	計
男	14	139	57	8	11	331	11	571
女	35	114	8	7	5	534	25	728
計	49	253	65	15	16	865	36	1,299

7. 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

活動実績（厚生労働省報告例）

業 務		組織育成 (支援)
事 業 名		延件数
一 般 事 業		8
特定相 談事業	思 春 期	0
	ア ル コ ー ル	10
薬 物		2
社会復帰促進事業		8
心の健康づくり推進事業		7
(老人精神保健)		0
合 計		35

	組 織 育 成							計
	患者会	家族会	断酒会等	職 親 会	ボランテ ィア会	精神保健 福祉協会	そ の 他	
支援件数	2	2	9	1	1	6	14	35

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉連合会」となり、平成5年4月1日には熊本県内の家族会活動の拠点となる「家族会館」がオープンした。現在、地域家族会が12カ所、病院・施設家族会が24カ所である。精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力している。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者 福祉連合会	6 . 4	第37回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	300
2	〃	6月～8月	第14回ふれあいピック実行委員会等	実行委員等	延100
3	〃	9 . 21	第14回ふれあいピック	開催支援	1,500

2 当事者グループ

(1) 精神障害者グループ

近年、社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動を行っているが、当センターから直接的な支援は行っていない。

(2) 断酒会等

○熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っている。

○ AA は県下に5グループありミーティングを重ねている。当センターでは、オープンミーティングの時に講演や催物の案内を関係機関に知らせる等、組織の育成強化の援助を行っている。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	県断酒友の会	6 . 3	NPO 法人熊本県断酒友の会創立40周年記念大会	スピーチ	429
2	GA	7 . 15	GA熊本8周年記念オープンミーティング	スピーチ	150
3	AA	9 . 2	AA熊本地区第17回オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	160
4	アディクションフォーラム 実行委員会	6月～12月まで1回 /月 7回	熊本アディクションフォーラム 実行委員会	事務局	延75
		11 . 2	第7回熊本アディクションフォーラム	助言、協力 開催支援	308

(3) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを平成16年4月から毎月2回(第1,3木曜日)開催している。

平成19年度の参加者総数は、83名であった。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を通じ、その人材確保に努めている。講座終了後、自主的なボランティアグループが結成され、保健所デイケア、共同作業所等でボランティア活動が展開されている。

4 精神保健福祉協会

No.	期 日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	4 . 23	理事会	理事	17
2	5 . 30	総会	議長	29
3	6 . 11	三村記念基金審査会	委員	8
4	9 . 3	編集委員会	委員	5
5	9 . 27	財務委員会	財務委員	7
6	11 . 30	財務委員会	財務委員	5
7	1 . 22	財務委員会	財務委員	8
8	2 . 20	財務委員会	財務委員	7
9	2 . 20	理事会	理事	9
10	3 . 25	総会	理事	40

5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	県精神科病院 協会	5 . 3 0	院長会	会議出席	4 0
		6 . 2 7	社会復帰委員会	委員	1 5
		9 . 1 9	院長会	会議出席	4 0
2	熊本アルコー ル関連問題学 会	6 . 2 7	平成19年度理事会	事務局運営	2 0
		1 2 . 2 2	第23回熊本アルコール関連問題学会	事務局運営	9 4
3	ダルクを支援 する会	4 . 2 5	世話人会	会議出席	1 0
		1 0 . 1 7	世話人会	会議出席	1 0
4	ひきこもり支 援者連絡会	5 . 1 8	ひきこもり支援者連絡会	会議出席	8
		7 . 2 0	〃	〃	7
		9 . 2 1	〃	〃	7
		1 1 . 1 6	〃	〃	8
		1 2 . 2 1	〃	〃	1 0
		1 . 1 8	〃	〃	9
		2 . 1 5	〃	〃	1 0
5	上益城当事者 会	1 2 . 6	当事者会発足会	講師	5 0
6	水俣保健所	9 . 5	精神保健ボランティア養成講座	講師	3 0
7	P S W協会	5 . 1 2	P S W協会総会	来賓出席	1 0 0
8	社会復帰施設 連絡協議会	9 . 8	社会復帰施設協議会総会	来賓出席	1 0 0
9	精神保健福祉 協会	1 1 . 1 6	九州精神保健福祉協議会	会議出席	3 0
		1 0 . 2 6	職場のメンタルヘルス研修	講師	5 0

8 . 精神障害者の社会復帰に関する事業

1 . デイケア事業

昭和47年のセンター開設当初から、調査研究事業の一環として開始した。

デイケアでは、個別的な相談援助・指導を行うとともに話し合いやスポーツ、レクリエーション、SST(社会生活技能訓練)等のいろいろな集団活動を通して、対人関係の改善や自発性、協調性、持続性等の促進を図り、また基本的な生活習慣の確立、社会性の広がりなどをもたらすことで、社会生活適応への援助を行なっている。

(1)デイケア運営要領

)目的

精神障害者の個別的な問題を整理し、社会生活の適応性(協調性、持続性、生産性、自立性など)を高めるために、個人指導、援助、集団指導、社会活動を計画的に行い、社会復帰を促すものである。

)対象者

精神保健福祉法上の規定による精神障害者で、社会復帰をめざしており、原則として通院治療を受けている者。

)実施方法

計画的にプログラムを編成して実施する。(月・火・木・金)

通所者が自主的に活動して利用する。(水)

)利用期間

利用者の個別的な問題に対処するために、原則として一つの目標達成の期間を3ヵ月とするが必要に応じて継続することができる。

(2)平成19年度実施状況

平成19年度の実施状況は以下のとおりである。

デイケア開催日数は176日で延べ通所者数は3,576人、一日平均の通所者数は、20.3人であった。

(3)通所者の状況

表1 デイケア通所者

区分	実人員	延人員
男	36	1,877
女	40	1,699
合計	76	3,576

(人)

* デイケア通所者には、見学者の人員数を除く

* 新規利用者；当センターのデイケアを初めて利用する者(見学者の人員数含む)

表2 プログラムの参加状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プログラム開催日数(日)	13	16	17	17	13	14	17	17	12	14	14	12	17
プログラム回数(回)	26	32	34	34	26	28	34	34	24	28	28	24	35
参加者実人数(人)	44	43	39	42	36	42	43	37	38	39	36	45	7
*見学・新規通所者(人)	4	9	2	2	1	3	2	8	2	2	4	0	39
通所者延人数(人)	310	345	360	359	242	278	325	330	233	282	257	255	3,576
通所者数平均(人/日)	23.8	21.6	21.2	21.1	18.6	19.1	19.1	19.4	19.4	20.1	18.4	21.3	20.3

(4)新規利用者

表1 新規利用者の年代別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
男	1	8	5	3	2	0	19
女	0	6	7	5	1	1	20
合計	1	14	12	8	3	1	39

(人)

表2 新規利用者の来所経路

来所経路	実人員	詳細
主治医の紹介	30	
その他	9	知人の紹介、健康福祉センター

(人)

(5) 週間プログラムの基本型

		月	火	木	金
9:30 9:50		朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい
		ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
10:00		コミュニケーション教室 (SST / 隔週) 面接(随時)	創作活動 粘土こねこね、絵画 ペーパーフラワー ぬり絵、文集など	レクリエーション 巨大双六、連想ゲーム、室内 スポーツ など	生活教室 / 料理 (最終週)大掃除 茶話会/月の反省
		昼 食	昼 食	昼 食	昼 食
12:00					
13:00		心の健康作り / 話し合い リラックスタイム 翌月の プログラム作りなど	社会参加活動 (各種施設見学)	趣味・教養 読書、書道、音楽鑑賞、 茶道など	スポーツ バドミントン、ミニバレー、 ゲートボールなど
		ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除	ミーティング・ 掃除
15:00					
15:30					
16:00		(退 所)	(退 所)	(退 所)	(退 所)
スタッフ		生活指導員 2 人 保健師 1 人	生活指導員 2 人 保健師 1 人	生活指導員 1 人 保健師 1 人	生活指導員 2 人 保健師 1 人

生活技能訓練 (S S T)

社会生活において他者とのコミュニケーションのとり方が不得手な統合失調症を中心とした精神障害者に対し、実生活上の具体的な対人接触のトレーニングを行なうことで、生活技能を高めることを通じて再発の防止を図り、生活の質を高めることを目的としたもの。

< 特別プログラム >

平成 19 年	5 月 10 日	歓迎遠足 (熊本市動植物園)	19 人参加
	10 月 12 日	一日旅行 (上天草市大矢野町)	26 人参加
	11 月 2 日	文化祭	25 人参加
平成 20 年	1 月 7 日	初詣 (藤崎宮)	17 人参加
	3 月 24 日	お花見	31 人参加

(6)関係機関職員、学生等への研修・実習の場面提供(再掲)

平成19年度中のデイケア研修・実習者は以下のとおりである。

研修者・実習者	実人数	実日数	備考
日本福祉大学	1	12	
九州環境福祉医療専門学校学生	2	10	2グループ
熊本大学医学部保健学科学生	8	2	2グループ
こどもL.E.Cセンター	2	2	
合計	13人	26日	

2 精神障害者福祉推進ネットワーク事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の施行により、県下の精神障害者社会復帰施設等も徐々に整備されつつある。これらの関係施設の利用者の自立及び社会参加をいっそう援助するため、平成10年度より関係施設職員に対し、精神保健福祉に関する知識と技術の向上を目的に、研修会を開催している。

(1)精神障害者社会復帰施設等職員研修会(「**教育研修**」の項に研修内容を掲示)

9. アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「 . アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施している。

1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール(薬物)関連問題対策懇話会
- (3) アルコール依存症者院内合同ミーティング
- (4) アルコール依存症者スタッフミーティング
- (5) アルコール家族ミーティング
- (6) 酒害相談員活動

2 事業実績

(1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、下記のとおりである。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面 接	新 来	2	0	0	3	1	0	1	2	0	0	1	2	12
	再 来	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5
	小 計	2	1	2	3	1	0	1	3	0	0	2	2	17
電 話	新 規	6	6	3	12	7	7	6	0	6	5	5	4	67
	継 続	4	1	0	1	4	2	3	0	0	2	2	6	25
	小 計	10	7	3	13	11	9	9	0	6	7	7	10	92
合 計		14	8	3	14	15	11	12	0	6	9	9	16	117

(2) アルコール(薬物)関連問題対策懇話会

アルコール関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催している。本年度は研修会として実施。

期 日	内 容	講 師	参加人数
3.7 (金)	解決志向(ソリューションフォーカストアプローチ)の基礎 ~アルコール依存症への応用のために~	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央	68

(3) アルコール依存症者院内合同ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、アルコール依存症者の学習の場として、各病院、保健所等に参加を呼びかけている。本年度は11機関の参加であった。

	6月	8月	10月	12月	計
患者	45	34	36	47	162
職員	23	26	17	23	89
その他	6	4	3	8	21
計(人)	74	64	56	78	272

(4) アルコール依存症者スタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

アルコール依存症の治療・指導にあたっている精神科医療機関関係職員の専門的な研修及び情報交換の場として原則偶数月に1回開催している。

(人)

区分	6月	8月	10月	12月	計
職員等	19	21	14	18	72

(5) アルコール家族ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

アルコール依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催した。平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとった。毎月第3金曜日の午後開催している。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家族	0	1	1	3	3	3	1	0	1	5	3	2	23
当事者	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
関係者	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	13
計(人)	0	2	1	3	3	6	3	0	1	5	3	2	29

(6) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいる。本年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施した。また、地区断酒会の強化を図るため、重点地区(大矢野支部、御船支部、矢部支部)を決め、酒害相談員が地区断酒会に参加・助言を行った。

本年度の酒害相談員の活動状況は次のとおりであった。

1) 断酒会等自助グループの育成指導

	支部名	期日(人数)
1	大矢野支部月例会	10/20(12人)
2	御船支部月例会	11/10(19人)
3	矢部支部月例会	12/8(6人)

2) 各病院院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	明生病院	1回	アルコール症院内ミーティング	17人
2	向陽台病院	1回	〃	11人
3	高田病院	1回	〃	13人
4	八代更生病院	1回	〃	32人
5	吉田病院	1回	〃	24人
6	あおば病院	2回	〃	18人
7	くまもと心療病院	2回	〃	17人
8	くまもと悠心病院	2回	〃	13人
合計		11回		145人

10 . 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っている。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施した。

平成19年度の事業は次のとおりである。

- (1) 思春期精神保健講座の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) 思春期問題関係機関連絡会議の開催
- (4) ひきこもり家族セミナー・ミーティングの開催及びひきこもりデイケアの実施

2 事業の実績

(1) 思春期精神保健講座（「教育研修」の項に研修内容を掲示）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の小、中、高等学校の教職員を対象に、思春期に起こってくる様々な問題に対処できるよう講座を開催している。平成19年度は8月7日から8月9日までの3日間開催し、参加者は51人（延べ153人）であった。

思春期精神保健講座参加者内訳（人）

学校別 職 種	高等学校	中学校	小学校	特別支援 学校	計
養 護 教 諭	10	10	8	0	28
担 任	7	3	4	3	17
そ の 他	4	1	1	0	6
計	21	14	13	3	51

(2) 思春期精神保健相談（再掲）

平成19年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、家庭内暴力、神経症等の相談にあっている。

相談件数は表のとおりである。

思春期精神保健来所相談件数

月別 新男 再女		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		男	5	1	4	6	2	2	5	3	2	3	2	1
女	5	1	4	6	4	0	3	5	3	0	0	2	33	
計	10	2	8	12	6	2	8	8	5	3	2	3	69	
男	2	3	3	5	1	3	3	6	2	6	4	2	4	62
女	3	3	5	3	5	8	7	9	3	9	6	8	10	106
計	5	6	8	8	6	11	10	15	6	5	10	10	14	168
計	15	8	16	20	12	13	18	23	7	0	13	12	17	237

(件)

思春期電話相談件数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	3	10	16	8	4	13	10	12	3	6	5	5	95
女	4	3	7	11	7	8	9	12	9	1	9	2	82
計	7	13	23	19	11	21	19	24	12	7	14	7	177

(件)

(3) 思春期問題関係機関連絡会議

思春期精神保健に関する知識の普及や精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防を早期発見等を図るため、各関係機関が相互理解と連携を深め、思春期精神保健対策を円滑に推進する会議を年1回開催しており、平成19年度の会議内容と参加者は下記のとおりである。

期 日	内 容	話題提供者	参加者数
8.10	話題提供 「熊本県の自殺の発生状況 及び若者の自殺」	精神保健福祉センター 所長 中島 央 主幹 真田 由紀子	41機関 42人

(4)「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、偶数月は「専門家等の講話1時間+家族ミーティング1時間」奇数月は「家族のミーティング2時間」という形で開催している。家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と痛みを共有することで、孤立感を癒す等、家族を支援することを目的としている。

また、平成15年度からの取り組みとして、ひきこもり当事者に講師を依頼することを継続している。これは、「その問題の一番の専門家は当事者である」という考え方に立ったものである。以後、家族セミナーには当事者にも参加していただくこととした。

家族は自分の子供の気持ち等を当事者の声を通し共感し理解を深め、当事者もまたセミナーで見る親の姿から自分の親への理解を深めるという具合に、ひきこもり家族セミナーが親と子の相互理解を深める場になってきている。

(平成19年度の話題提供)

回	日程	題目	講師
1	4月18日	ひきこもりについて	精神保健福祉センター 所長 中島 央
2	6月20日	「若者サポート事業」の紹介 ～ NPO 法人おーさぁの紹介～	熊本県商工観光労働部労働雇用総室 主任主事 森平健一 NPO 法人おーさぁ 社会福祉士 福原和美
3	8月29日	当事者として(体験発表) ～人と人とのつながり～	当事者 (3名)
4	10月17日	「こころの大樹」の活動報告 (...福岡市を中心に活動)	こころの大樹 代表 佐保大和
5	12月19日	ひきこもりの方から 学んだこと	こども総合療育センター 臨床心理士 和田登志子
6	2月29日	家族のためのSST	精神保健福祉センター 生活指導員 高尾貞治

月別参加者数(人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	17	10	17	4	16	7	19	7	19	9	17	7	149

(5)「ひきこもりデイケア」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど、本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から開始したが、平成16年度からは毎月第1・第2・第4水曜日の午後2時から4時までの2時間(原則)と回数を増やして活動している。今年度は、野外活動として秋に球磨郡五木村へ白滝と紅葉を楽しむ一日旅行を行った。

「プログラム内容」

所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、パステル画制作、おやつ作りなど

所外活動：ボーリング、パドミントン、カフェめぐり、公園散策、花見、1日旅行など

(月別参加者数)

(人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者数	52	37	41	32	21	27	30	25	26	19	24	23	357

1 1 . D V対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところである。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（１）DV被害者のカウンセリング及び（２）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（３）DV加害者カウンセリングを行っている

1 事業の内容

（１）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施している。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することである。

（２）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から毎月2回（第1・3木曜日14時～16時）臨床心理士が担当し開催している。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となる。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいる。

（３）DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められている。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っている。

2 事業の実績

（１）DV関係精神保健相談

DV関係来所相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	6	5	3	2	0	0	0	3	1	2	2	1	25
継続	0	4	6	5	5	4	14	11	5	8	6	7	75
計	6	9	9	7	5	4	14	14	6	10	8	8	100

（件）

DV関係電話相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	1	3	2	3	0	2	2	4	1	3	2	6	29
継続	8	4	0	2	0	2	0	1	1	1	1	3	23
計	9	7	2	5	0	4	2	5	2	4	3	9	52

（件）

(2) DVグループミーティング

グループミーティングを始めた平成16年度の参加者総数は48名(1回平均参加者数2.2名)、平成17年度は102名(1回平均参加者数4.6名)と倍増し、平成18年度も増加傾向を示している。メンバーの中には、主体性を取り戻し、自分らしく生きたいと語ることができるようになられた方もでてきている。

(月別参加者数)

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	12	9	7	8	11	8	7	4	4	3	6	4	83

12. 心の健康づくり推進事業

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・活動である。社会の変化は著しく、ストレスが増大している。しかし、ストレスを緩和するためには重要な役割を果たす家庭や職場等が十分に機能していない面がある。様々な形で「心の不健康」「心の病気」が現代社会の家庭・職場等で広がってきている。センターでは国の指導に基づき、事業の推進に取り組んでいる。

1 事業の内容

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・増進を目的としている。センターでは、国の指導に基づき、昭和60年から心の健康づくり推進事業に取り組み、事業を展開してきた。

- (1) 心の健康づくり連絡会議
- (2) 心の健康づくり講座

2 事業の実績

(1) 心の健康づくり連絡会議

昭和61年度から、心の健康づくり推進事業の円滑な推進を図るため、関係機関との連絡会議を実施している。

平成19年度は、各関係機関における心の健康づくり推進活動の状況についての情報交換と、「熊本県の自殺の現状と取り組み」と題して講演等を行った。

期 日	会 議 名	内 容	参加者数
12.11 (火)	平成19年度 心の健康づくり連絡 会議	1) 話題提供 「熊本県の自殺予防に対する取組について」 障害者支援総室 参事 宮本 靖子 自殺とその周辺問題 精神保健福祉センター所長 中島 央 2) 各関係機関における活動状況についての 情報交換 3) 意見交換	20機関 20人

(2) 「心の健康づくり講座」研修会(「教育研修」の項に研修内容を掲示)

心の健康づくり推進事業の一環としてボランティア活動を行っている電話カウンセラーと、精神保健福祉ボランティアを対象に、知識の普及、啓発を目的として、定期的な研修会を実施している。平成19年度は5回、述べ195人の参加があった。

13. 薬物関連問題対策事業

(1) 薬物関連問題相談指導

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	新来	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	4
	再来	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	小計	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	5
電話	新規	0	0	2	1	2	2	1	2	1	0	0	11
	継続	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	0	1	2	1	2	2	1	2	1	0	0	12
合計		0	2	2	1	2	2	1	3	2	1	1	17

(2) 薬物関連問題対策懇話会（薬物問題研修として実施）

No.	期 日	内 容	参加者数
1	3.7	講話「解決志向（ソリューションフォーカストアプローチ）の基礎」 精神保健福祉センター 所長 中島 央	68

(3) 薬物家族教室

月別参加者数

月別	5月	7月	9月	11月	1月	3月	計
家族	2	1	0	7	1	2	13
関係者	3	3	4	4	1	3	18
計(人)	5	4	4	11	2	5	31

14 . 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っている。

審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応している。

(1) 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	11	9	6	10	15	12	14	9	15	14	10	2	127
医療保護入院者の定期病状報告書	272	203	206	176	236	203	237	210	242	155	134	100	2,374
医療保護入院の入院届	292	245	256	263	268	251	271	289	288	251	208	98	2,980
合計	575	457	468	449	519	466	522	508	545	420	352	200	5,481

(2) 退院請求等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
退院請求のみ	意見聴取者	2	5	1		2	2	1	2	2	4	5	3	29
	取り下げ者	1		1		1			3	1		3		10
退院・処遇改善請求	意見聴取者	1			1						1			3
	取り下げ者	1		1							1			3
処遇改善請求のみ	意見聴取者		1					1			1			3
	取り下げ者			3			1	2	1		3			10
合計	意見聴取者	3	6	1	1	2	2	2	2	2	6	5	3	35
	取り下げ者	2	3	2		2	2	1	3	4	1	3		23

15 . 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、判定業務のみを精神保健福祉センターで行っている。

判定件数(平成19年度)

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療 申請	1,838	1,338	1,826	1,371	1,409	1,512	1,381	1,342	1,604	1,072	2,061	1,475	18,229
精神障害者保 健福祉手帳申 請(45条)	273	177	230	188	203	239	187	205	239	150	242	164	2,497
合 計	2,111	1,515	2,056	1,559	1,612	1,751	1,568	1,547	1,843	1,222	2,303	1,639	20,726

学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成19年度は、第23回熊本アルコール関連問題学会として、平成19年12月22日に水前寺共催会館において開催した。

1. 総会 13:30～14:00

2. 研究発表 14:00～15:00

座長：菊陽病院 和田冬樹（医師）

演題1「断酒会家族会の「難しさ」と「面白さ」
益城病院 山迫 浩史（PSW）

演題2「久里浜式認知行動療法ステージミーティングの個別利用」
菊池有働病院 山根 聖史（看護師）

演題3「各段階における看護の振り返り～初回入院患者の回復過程を通して～」
あおば病院 手嶋 奈美（看護師）

3. 学会報告 15:00～15:30

- (1) 日本アルコール関連問題学会報告
- (2) 第19回九州アルコール関連問題学会報告
- (3) 第18回日本嗜癮行動学会報告
- (4) 九州アルコール看護研究会報告

4. ミニワークショップ 15:55～16:40

「アルコール依存症における集団認知行動療法」
菊陽病院 木村 隆（臨床心理士）
井上 隆一（看護師）

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足し、年1回の研修会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成19年度は、第25回熊本精神科リハビリテーション研究会として、平成19年11月17日(土)に当センターにおいて開催した。

1. 総会 13:30~13:50

2. 演題発表 13:50~15:15

発表Aグループ	座長	地域生活支援センター「なでしこ」	麻生 美子
---------	----	------------------	-------

演題1 「高齢者の母親を持つ患者の退院を振り返って」

～きっかけを退院に結びつける～

玉名病院 東 みゆき(看護師)

演題2 「障害者のパソコン技術習得への取り組み」

～障害者委託訓練事業 O A基礎科を3年間実施して

社会就労支援センターワークショップ八代 野田 利信(社会復帰指導員)

発表Bグループ	座長	地域生活支援センター「ウィズ」	前田 幸一
---------	----	-----------------	-------

演題3 「退院援助を引き受けて～共同生活から地域社会へ6年半の振り返り～」

医療法人横田会 居宅就労事業所 大嶋 剛(精神保健福祉士)

演題4 「熊本市精神障害者地域生活移行支援事業」

～障害者自立生活体制検討会の取り組みについて～

くまもと青明病院 秋成 洋(精神保健福祉士)

龍田病院 谷所 敦史(精神保健福祉士)

3. ミニシンポジウム 15:25~16:30

「精神障害者の地域生活に向けて」

座長 熊本県精神保健福祉センター所長 中島 央

シンポジスト

熊本大学神経精神科 渡邊 雅文

熊本県障害者支援総室精神障害福祉班 松尾 知子

<資 料>

精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 1 9 日 健医発第 5 7 号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

注 平成 1 8 年 9 月 2 9 日障発第 0 9 2 9 0 0 0 0 4 号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項及び法第 4 5 条第 1 項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であつて、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な 4 験を有するものであること。）精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 そ の 他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 1 5 年法律第 1 1 0 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護監察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

